

令和6年度
目黒区特定教育・保育施設
(私立認可保育所)の指導検査について
【運営管理編2】

配信期間：令和7年3月17日(月)から6月30日(月)まで
目黒区保育計画課 保育施設指導検査係



指導検査 運営管理編の内容

1. 職員の配置について
2. 個人情報取り扱いについて
3. 運営規定及び重要事項について
4. 就労関係について
5. 職員の健康診断について
6. 認可内容(建築設備)の変更について
7. 保育室の面積について
8. 防火対策について
9. 防災訓練等について
10. 安全計画について
11. その他



2. 個人情報の取り扱いについて



2 個人情報取り扱いについて

主な観点

個人情報保護に関して法律等に基づいて適切な措置を講じているか

基本的な考え方

- ▶ 保有する個人情報について次のように取り扱うこと
 - 利用目的をできる限り特定し、本人の同意を得ること
 - 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること
 - 個人情報漏洩防止及び漏洩時の報告体制等を整えること
 - 本人からの開示請求に応じること など

2 個人情報取り扱いについて

個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和4年4月1日施行）
→各園における個人情報保護マニュアル等に適切に反映させてください

○事業法人としてのマニュアル
○保育園ごとに使用するマニュアル・手引き } それぞれ取り扱いを
定めてください

留意点 児童・保護者・職員、の各個人情報に応じて
取り扱いを規定すること。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

* 詳細は、第十六条から第五十六条などの本文を参照してください。

○この法律において「**要配慮個人情報**」とは、本人の社会的身分、病歴その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

○「**個人情報取扱事業者**」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

3. 運営規定及び重要事項について



3. 運営規定及び重要事項について

主な観点

- 保育所運営規程を適切に定めているか

- | |
|------------------------------------|
| ①施設の目的及び運営の方針 |
| ②提供する保育の内容 |
| ③職員の職種、員数及び職務の内容 |
| ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 |
| ⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額 |
| ⑥乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの定員 |
| ⑦保育所の利用の開始、終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 |
| ⑧緊急時等における対応方法 |
| ⑨非常災害対策 |
| ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 |
| ⑪保育所の運営に関する重要事項 |



3. 運営規定及び重要事項について

主な観点

- 利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか

基本的な考え方

あらかじめ、利用申込者に対し、

- 運営規程の概要
- 職員の勤務体制
- 利用者負担
- その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項

を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。



3. 運営規定及び重要事項について

主な観点

- 重要事項が施設内に掲示されているか

基本的な考え方

- ▶ 保育所は、施設内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。



窓口等に声をかけなければ、重要事項説明書の閲覧ができない状況は掲示されていることにはなりません



3. 運営規定及び重要事項について

主な観点

- 重要事項がインターネット上での公表がされているか

基本的な考え方

- ▶ 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

POINT

- 貴法人等のホームページ等で重要事項が閲覧できるようになっているか

子ども子育て支援情報システム「[ここdeサーチ](#)」で重要事項がもれなく閲覧できる状況であれば問題はない



4. 就労関係について



4. 就労関係について

- (1) 労働条件明示について
- (2) 労働条件明示の制度改正について
- (3) 社会保険の適用拡大について



(1) 労働条件明示について

主な観点

- 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか

基本的な考え方

- ▶ 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。

→原則、書面※（労働条件通知書）で交付しなければならないこと。

※労働者が希望した場合は、FAXやWebメールサービス等の方法で明示することはできる。
ただし、書面として出力できるものに限られる。



(2) 労働条件明示の制度改正について

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

【令和6年4月～】

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の
締結時と更新時

2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要となります。

無期転換ルール※に基づく
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

3. 無期転換申込機会

4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。



(2) 労働条件明示の制度改革について

全ての労働者に対する明示事項

【労働基準法施行規則
第5条の改正】

1. 就業場所・業務の変更の範囲の明示

全ての労働契約の**締結**と有期労働契約の**更新のタイミングごと**に、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。



(2) 労働条件明示の制度改革について

有期契約労働者に対する明示事項等

**【労働基準法施行規則
第5条の改正】**

2. 更新上限の明示

有期労働契約の**締結と契約更新のタイミングごと**に、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**（更新上限の新設・短縮をする**前**のタイミングで）説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合



(2) 労働条件明示の制度改革について

有期契約労働者に対する明示事項等

【労働基準法施行規則
第5条の改正】

3. 無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。



(2) 労働条件明示の制度改革について

有期契約労働者に対する明示事項等

**【労働基準法施行規則
第5条の改正】**

4. 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。



(3) 社会保険の適用拡大について

① 対象となる企業

2016年10月～

従業員数501人以上の企業

2022年10月～

従業員数101人以上の企業

2024年10月～

従業員数51人以上の企業

従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A
フルタイムの
従業員数



B
週労働時間がフルタイムの
3/4以上の従業員数
※従業員にはパート・アルバイトを含む



(3) 社会保険の適用拡大について

② 加入対象者

加入対象者は下記のすべてに該当するパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

参考 厚生労働省
「社会保険適用拡大特設サイト」



5. 職員の健康診断について



5. 職員の健康診断について

- (1) 健康診断について
- (2) 健康診断項目について



(1) 健康診断について

主な観点

- 健康診断を適切に実施しているか
- 結果の記録を作成・保存しているか

基本的な考え方

- ▶ 常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない（雇入時健康診断）
- ▶ 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない



(1) 健康診断について

POINT

- 雇入時健診については、採用予定日の3か月以内～採用後すみやかに受診すること
- 休業中の場合、休業終了後速やかに実施する
- 1年以上引き続き使用されている（又は予定の）者で、就労時間が常勤職員の3/4以上の非常勤職員には実施が必要
- 調理・調乳に携わる職員については特に健康状態に注意を払うこと



(2) 健康診断項目について

健康診断項目

既往歴及び業務歴の調査

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査

血圧の測定

貧血検査（血色素量、赤血球数）

肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）

血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）

血糖検査（HbA1cでも可）

尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

心電図検査

- 定期健康診断においては、身長は20歳以上、(3)の項目は40歳未満(35歳を除く。X線は20、25、30歳も除く。)は、医師の判断により省略可。
- 雇入時健康診断は検査項目の省略は不可。



6. 認可内容(建築設備)の変更について



6. 認可内容(建築設備)の変更について

主な観点

- 構造設備が基準を満たしているか。
- 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。変更する場合、届出をしているか。

基本的な考え方

- ▶ 各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。
- ▶ 建物設備等の内容変更により、都条例等を満たさないことが起こりえる。変更する場合には内容変更の届出が必要。



6. 認可内容(建築設備)の変更について

保育所の設備の基準

- ▶ 保育所の構造及び設備は、建築基準法、消防法等関係法令に従うこと。
- ▶ 採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分注意を払い、都条例や都施行規則等に定める設備を有し、適切に運営すること。



6. 認可内容(建築設備)の変更について

保育所の設備の基準

区分	要件
乳児室・ほふく室	乳児・満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上の面積を、保育に有効な面積として確保すること。
保育室・遊戯室	満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上の面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室内等への設置も可とする。
屋外遊技場	満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の面積を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。
調理室・便所	定員に見合う面積、設備を有すること



6. 認可内容(建築設備)の変更について

POINT ▶ 認可された内容と現状が一致しているか。

例：便所を物置として使用していた

4歳児室と5歳児室を入れ替えて使用していた

事務室内の医務コーナーが別の場所に移動していた

認可された内容から変更する場合には変更届の提出が必要

- 建物の規模構造
- 使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等。棚の設置等で有効な面積が変更される場合も含む。）
- 屋外遊技場



6. 認可内容(建築設備)の変更について

医務室の設置について

- ▶ 医務室は、健康診断、応急措置、休養のための家具、機器を配置できる面積を確保することが望ましい。
- ▶ 医務室には医薬品等を備えること。特に体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品は最低限備えるとともに、医薬品等を安全に保管できる什器を備えること。
- ▶ 事務室内に医務コーナーを設ける場合においても、前述の家具、機器類の配置に必要なスペースを確保すること。医務コーナーの近くに安静を阻害するようなOA機器等を配置しないこと。カーテンで区切るなどして静養できる環境を確保すること。



7. 保育室の面積について



7. 保育室の面積について

主な観点

- 定員・在籍児に見合う基準面積を下回っていないか

基本的な考え方

- ▶ 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。
- ▶ 乳児室またはほふく室は、乳児・満2歳児未満の幼児1人につき3.3m²以上必要。
- ▶ 保育室または遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98m²以上必要。
- ▶ 屋外遊技場は満2歳以上の幼児1人につき3.3m²以上必要。



7. 保育室の面積について

保育室等の面積の考え方

- ▶ 乳児室、保育室等の面積は、部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積である。

〈有効面積に含めることができるもの（例）〉

- 食事の際に使用する机、椅子
- 遊びの時間に使用する遊具
- 吊戸棚等、床から180cm以上上部に取り付けられているもの
- 乳児室等に設置されているベビーベッド

〈有効面積に含めることができないもの（例）〉

- ロッカーや棚、本棚等、**常設のもの**
- ピアノやオルガン等、可動式であっても**常時保育室内に配置されているもの**



7. 保育室の面積について

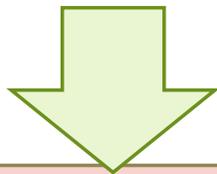
認可された内容より、棚等が増設され、
面積が不足していないか

例) 0歳児室 定員10人、在籍児10人

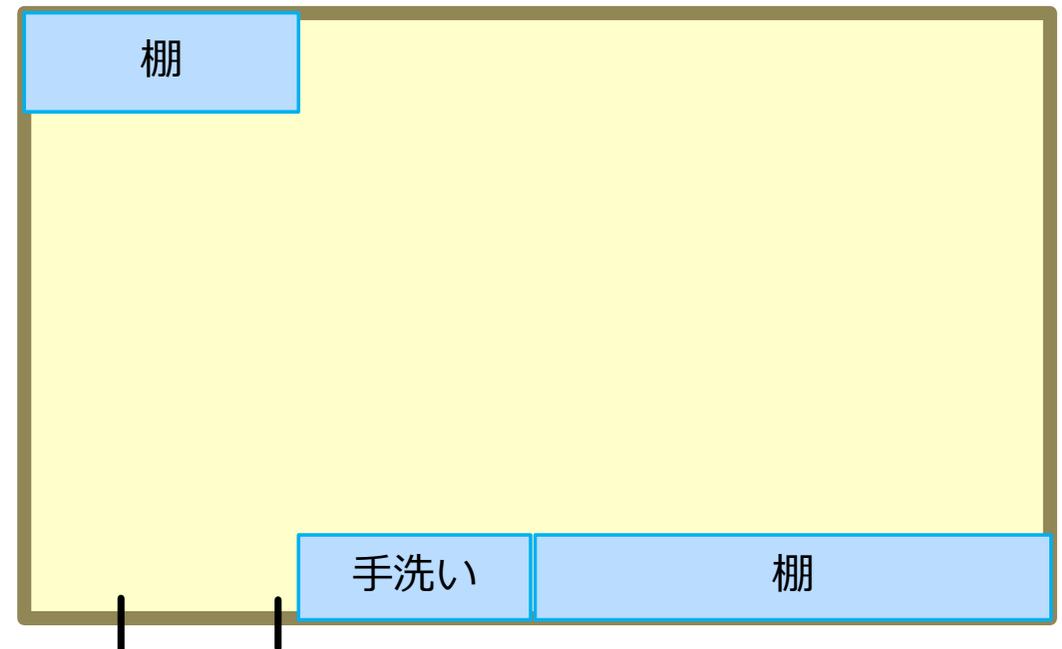
有効面積：34㎡ …黄色の範囲

必要面積：3.3㎡×10人=33㎡

有効面積 > 必要面積



**必要な面積が
確保されている**



7. 保育室の面積について

認可された内容より、棚等が増設され、
面積が不足していないか

例) 0歳児室 定員10人、在籍児10人

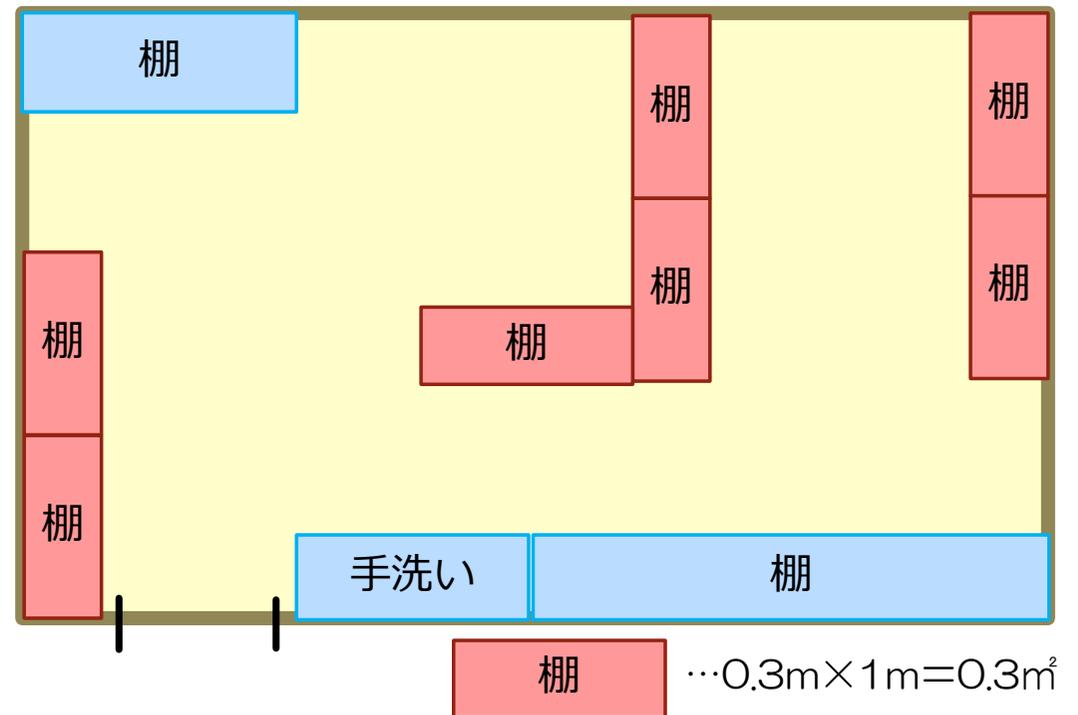
有効面積：

34㎡－増設された棚…黄色の範囲
〈増設された棚〉0.3㎡×7個＝2.1㎡
34㎡－2.1㎡＝31.9㎡

必要面積：3.3㎡×10人＝33㎡

有効面積 < 必要面積

必要な面積が不足しているため不適當



7. 保育室の面積について

POINT

- ▶ 面積基準を遵守することは必要
- ▶ しかし、**児童の保育環境の設定**に支障がないように留意すること

保育所保育指針第2章 保育の内容

- 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する**興味や好奇心**をもつ
- 安全で活動しやすい環境での**探索活動**を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの**感覚の働き**を豊かにする。

